

# 沖縄県障害者社会活動推進事業の概要

(平成28年4月1日 子ども生活福祉部)

沖縄県障害者社会活動推進事業（以下「社会活動推進事業」という。）は、沖縄県が沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程（平成22年沖縄県告示第224号。以下「規程」という。）の定めるところにより、障害者（身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。以下同じ。）の社会活動又は地域活動を推進する事業を行う法人その他団体に対し、障害者の福祉的需要に即した公益性、専門性及び広域性を有する社会活動又は地域活動の推進を図る事業に要する経費について、予算の範囲内で沖縄県障害者社会活動推進事業補助金を交付することにより、障害者の社会における活動の充実と発展を図ることを目的とする事業です。

## 第1 社会活動推進事業の要件

（事業内容に係る要件）

- 1 社会活動推進事業は、次に掲げる事業であって、かつ、障害者の社会活動又は地域活動の推進に寄与すると知事が認めるものであることが要件になっています。一の法人その他団体が次に掲げる事業のうち複数の事業を実施するときであっても、法人その他団体が実施するこれらの事業を一の補助事業と取り扱うとされています。
  - (1) 相談援助又はピア・カウンセリング（障害者が、その体験に基づき、他の障害者からの相談に応じ、相談に係る問題の解決を図り、又は助言を行うことをいう。）に関する事業及びこれに係る普及啓発事業
  - (2) 交流事業及びこれに係る普及啓発事業
  - (3) 障害者の社会活動又は地域活動を促進するための指導者の研修事業及びこれに係る普及啓発事業
  - (4) スポーツ、レクリエーション又は文化振興の事業及びこれに係る普及啓発事業

(5) 研修会、講演会等の事業及びこれに係る普及啓発事業

(6) その他知事が特に必要と認める事業及びこれに係る普及啓発事業

注意 (1)から(6)までに掲げる事業は、社会活動推進事業として、主たる事業（例えば、(1)の社会活動推進事業の場合には、相談援助又はピア・カウンセリング事業）とその主たる事業に係る普及啓発事業を一体として実施することが必要になります。主たる事業のみを実施するものは、事業内容の要件を満たさないものとなります。

備考 (6)に掲げる知事が特に必要と認める事業として決定したものは、現時点で未だありません。特定の事業について(6)に掲げる知事が特に必要と認める事業として決定されたときには、沖縄県障害福祉課のホームページで公表することとしています。

(他制度で補助を受けることができるものについて)

2 社会活動推進事業として実施しようとする事業に関し、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）その他障害者の福祉等に関する法律の規定により国又は地方公共団体から補助その他の支援措置が講じられ、又はこれらの支援措置を受けることができる場合は、当該事業について社会活動推進補助金を交付することができません。

(普及啓発に係る要件)

3 社会活動推進事業として実施する事業は、身体障害、知的障害又は精神障害の別にかかわらず、広く県民が障害及び障害がある者についての関心と理解が深まるよう実施することが要件となります。

(1) 社会活動推進事業は、主たる事業に係る普及啓発事業を実施する必要があります。

例えば、ピア・カウンセリングを主たる事業として実施する場合は、そのピア・カウンセリングに係る普及啓発事業も合わせて行うことが要件となっています。

普及啓発事業の実施方法は、主たる事業の内容とその結果や効果などをインターネットで法人その他団体が運営するホームページに掲載し、広く県民に公表することなどがその例です。インターネットにアクセスする方法がない法人その他団体は、地元新聞に掲載するなど別の方法による普及啓発を工夫して実施する必要があります。

※事業の事前告知だけでは普及啓発とは認められません。事業実施後の結果や効果の周知に重点を置いてください。

普及啓発事業を主たる事業と合わせて実施しない事業については、事業内容の要件を満たしていないこととなりますので、ご注意ください。また、普及啓発事業に係る部分については、社会活動推進事業の終了後に知事に提出する実績報告書に資料として添付する必要がありますので、普及啓発事業の実施記録について実績報告ができるように関係資料を作成してください。

(2) 社会活動推進事業は、身体障害、知的障害又は精神障害の別にかかわらず、広く障害者を対象とする事業であることが求められます。ただし、特定の障害のみがある者を対象とする事業である場合にあっては、当該障害以外の障害がある者が事業に参加を希望するとき、当該者の希望に応ずることができるよう努めるとともに、やむを得ず当該者の希望に応ずることができない場合であっても、その希望に応ずることが期待できる事業や別の法人その他団体が実施する事業でその希望に応ずることが期待できるものを紹介するなど、その者の希望を実現できるような情報を提供することその他合理的な配慮を講ずることが求められます。

社会活動推進事業の実施に関する事業参加希望者の募集を行う場合にあっては、特定の障害のみを対象とする社会活動推進事業を実施するときには、募集要項などにおいて当該障害のみに限定している理由を明らかにし、当該障害以外の障害がある者に応ずる類似の事業について紹介するなど、事業に参加したい者に対する合理的な配慮として必要な情報を提供することが必要です。特定の障害のみを対象とする事業であることのみをもって、実施する事業に障害者が参加することを拒否し、又はその者の希望に応ずる類似の事業に関する情報をまったく提供しない事業等については、社会活動推進事業として適当ではありません。

(補助金の交付年限)

- 4 社会活動推進事業を毎年継続して実施する場合には、当該実施初年度を含め、3年度を限度として補助金を交付します（サンセット方式）。

平成27年度までは、予算の範囲内で申請団体に対して補助金を交付しており、団体数が増えるとともに、補助事業が零細化していく性質がありました。

平成28年度からは、新規事業を受け入れる体制を整備するとともに、団体の自主的運営を促進する観点から、補助金交付については、サンセット方式を採用しております。この方式によって、補助金額が一定に保たれ、新規事業の積極的な立ち上げを支援できると考えております。

なお、この方式は平成28年度予算から適用されますので、要件を満たせば、平成27年度まで補助を受けてきた事業を申請することはさし支えありません。

## 第2 補助対象となる経費

(対象経費の要件)

- 1 社会活動推進事業に該当する場合に、沖縄県から補助を受けることができる対象経費は、社会活動推進事業の実施に関し必要となる経費のうち、次に掲げるものが対象となります。なお、(9)の知事が特に必要であると認めたと認められた経費として決定したものは、現時点においてありません。
  - (1) 報酬
  - (2) 賃金
  - (3) 報償費
  - (4) 旅費
  - (5) 需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）
  - (6) 役務費（通信運搬費に限る。）
  - (7) 委託料
  - (8) 使用料及び賃借料
  - (9) (1)から(8)までに掲げる経費のほか、社会活動推進事業の実施に関し知事が特に必要であると認めたと認められた経費

(対象とならない経費)

- 2 社会活動推進事業の実施に関し必要となる経費に該当するものとされるものであっても、以下の経費である部分については、社会活動推進補助金の交付の対象となりません。
  - ① 専ら事業を行う団体の役員又は職員に係る経費である部分
  - ② 団体が所属する全国的な組織が開催する県外における総会等の行事、または県内外を問わず他団体が開催する行事に参加することに伴い生じる経費（交通費や宿泊費その他旅費など）である部分
  - ③ 事業に従事する団体職員の給与その他の人件費（事業を行う上で特別に雇い入れることに伴う人件費は対象となります）
  - ④ 食糧費（執行の適正化及び自己負担の考え方から、平成28年度より対象外となります）

## 第3 補助金の交付申請手続

社会活動推進事業として事業を実施しようとする場合で、沖縄県から補助金の交付を受けようとするときは、交付を受けようとする年度の5月31日までに、交付申請書、事業の概要説明書、事業計画書、その他補助金の申請に関し必要な書類を知事に提出することが必要となります。

補助金の交付申請に関し必要な手続その他については、別に作成する申請手続に関するマニュアル資料で詳細に説明していますので、その資料をご覧ください。当該交付申請書及び関係書類の記載事項に形式上の不備があると認めるときは、当該交付申請書を提出した法人その他団体に対し、2週間以内の期限を定めて書面により補正を命じることがあります。また、知事から補正を命じられた法人その他団体が知事が定める期間内に補正をした交付申請書その他の書類を提出しないときは、当該申請が取り下げられたものとみなされることもありますので、申請内容や申請手続について十分にご注意ください。

## 第4 補助金の交付決定

社会活動推進事業として事業を実施しようとする法人その他団体から交付申請書及び関係書類の提出があったときは、事業の内容及びその事業により障害者の社会活動及び地域活動の推進に関し期待される効果、事業の公益性、専門性及び広域性、法人その他団体のこれまでの障害者の社会活動を推進するために実施した事業の実績及びその効果並びに補助金の交付に関し必要な事項について審査し、当該年度の8月31日までに補助金の交付又は不交付を決定することになります。

補助金の交付又は不交付を決定するために必要があると認めるときは、交付申請書を提出した法人その他団体から交付申請書に係る事業の実施に関し必要な書類について追加して提出を求め、又は当該事業の実施方法を実地についてヒアリングや調査することもあります。

申請書や追加提出された資料と実地についてヒアリングや調査を行った上で、補助金の交付を決定し、又は交付しないことを決定したときは、その旨を交付申請書を提出した法人その他団体に通知されます。

## 第5 補助金の交付予定額とその変更特例

社会活動推進事業として沖縄県が補助金を交付することを決定した事業に対し交付する補助金の額は、補助金を交付しようとする年度の4月1日に次の算式により求められる額の範囲内で知事が定めます。その額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額になります。

$$\text{算式 社会活動推進補助金の額} = \frac{\text{社会活動推進補助金に係る予算の額}}{\text{知事があらかじめ定める補助事業の数}}$$

備考 補助金の補助対象経費に該当する経費の合計額が算式で求められる額よりも下回る事業を行う法人その他団体にあつては、その経費の合計額が社会活動推進補助金の額になります。

ただし、その算式中「知事があらかじめ定めた補助事業の数」として定めた数が、当該年度において実際に交付申請書を提出した法人その他団体の数を下回ることとなった場合には、交付申請書を提出した法人その他団体の数によって、改めてその算式を適用して計算した額に変更することとされています。

## 第6 補助金申請の取下げ

社会活動推進事業を実施するために知事に対し補助金の交付申請を行い、補助金の交付決定の通知を受けた法人その他団体は、その後の事情の変化により、やむを得ず補助金の交付を受けることを止めるとき（社会活動推進事業の実施を取りやめようとするときなど）は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、補助金の交付申請を取り下げる旨とその取り下げる事由その他必要な事項を記載した書面を知事に提出し、社会活動推進事業に係る補助金の申請を取り下げることができます。

## 第7 事業に係る計画変更の承認手続

補助金の交付決定の通知を受けた法人その他団体は、次に掲げる場合には、事業計画等変更承認申請書を知事に提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこととされています。

- (1) 社会活動推進事業の経費の配分の変更（経費の配分を変更する額が変更する経費のいずれか低い方の額の20パーセント以内のものである変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 社会活動推進事業の内容又は実施方法を変更しようとするとき。
- (3) 社会活動推進事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

注意 正当な理由なく、事業内容の大幅な変更は、原則として認められません。

## 第8 事業の実績報告書の提出

補助金の交付決定の通知を受けた法人その他団体は、社会活動推進事業を完了し、中止し又は廃止したときは、事業完了の日、事業中止の日若しくは事業廃止の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、沖縄県障害者社会活動推進事業補助金実績報告書を知事に提出しなければなりません。

知事に提出する実績報告書には、社会活動推進事業に係る収支に関する状況を明らかにする領収書その他の書類の写しを添付しなければならないことになっていますので、経費支払に係る領収書は、事業の実績報告書を提出するまで、大切に保管することが必要となります。

また、実績報告書に添付する関係書類のうち、社会活動推進事業の実施に係る普及啓発に係る資料については、その普及啓発の内容が十分に把握できるものを添付する必要がありますので、ご注意ください。

## 第9 事業に係る補助金の交付時期等

社会活動推進事業を実施した法人その他団体が事業を完了したときに提出する実績報告に基づき、沖縄県が交付する補助金の額が確定したときは、その旨を知事から通知しますので、知事からその旨の通知を受けたときは、社会活動推進事業補助金請求書により補助金を請求することができます。

補助金の交付を受けて社会活動推進事業を実施した法人その他団体は、事業の実施状況及び事業に係る経費の収支に関する状況を明らかにするための必要な帳簿及び証拠書類を備え、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間これらの書類を保存する義務があります。

知事は、社会活動推進事業の実施に関し必要と認めるときは、事業を実施する法人その他団体に対し、その事業に関して報告を求めことがあります。また、社会活動推進事業に関係する県職員に帳簿、書類その他事業に関係する物件について調査させ、又は関係者に質問することがあります。

社会活動推進事業を実施した法人その他団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことがあります。また、既に交付した社会活動推進補助金の全部又は一部について、沖縄県に対し返還するよう命ずることもあります。

- (1) 交付申請書又は関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 社会活動推進補助金を交付の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 社会活動推進補助金の交付条件に違反したとき。
- (4) 社会活動推進補助金の交付を受けた後に社会活動推進事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) (1)から(4)までに定めるもののほか、補助金の交付等に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程（平成22年沖縄県告示第224号）に定める事項に違反したとき。

## 第10 その他事業に関する問い合わせ

社会活動推進事業は、沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程（平成22年沖縄県告示第224号）に必要な手続その他について定めていますので、ご確認ください。

また、社会活動推進事業に関する問い合わせについては、次のところで相談に応じます。

（問い合わせ先）

沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課（計画推進支援班）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL: 098-866-2190 FAX: 098-866-6916



沖縄県障害者社会活動推進事業に係る手続の流れについて

月日等	社会活動推進事業に係る手続の流れ
① 4月1日	当該年度における社会活動推進事業として沖縄県が補助する事業の数について知事が決定する。（規程第6条第1項関係）
	当該年度における社会活動推進事業の実施に関し必要な事項について、沖縄県（障害福祉課）ホームページに公表
② 4月1日から5月31日まで	当該年度における社会活動推進事業として沖縄県から補助を受けようとする法人その他団体からの補助申請の期間（規程第4条関係）
③ 6月1日から8月31日まで	当該年度における社会活動推進事業として沖縄県から補助を受けて実施する場合の補助金の額について決定（規程第6条第3項関係）
④ 6月1日から8月31日まで	社会活動推進事業として実施しようとする事業に係る補助金の交付申請書及び関係資料について審査及びヒアリング。必要に応じ実地調査（規程第4条及び第5条関係）
⑤ 8月31日まで	社会活動推進事業として実施しようとする事業について、補助金の交付又は不交付を知事が決定し、通知（規程第5条関係）
⑥ 事業実施期間	社会活動推進事業として事業について実施
⑦ 事業終了の日等から起算して30日以内	社会活動推進事業を実施した法人その他団体から、事業に係る収支に関する状況を明らかにする領収書その他の書類の写しを社会活動推進事業補助金実績報告書に添付して提出（規程第9条関係）
⑧ 事業実績報告書の提出後	実績報告書に基づき、社会活動推進事業に係る補助金の額について知事が確定（交付決定）（規程第10条関係）
⑨ 交付額決定後	社会活動推進事業に係る補助金の請求書の提出。請求内容の審査後に補助金の支払い（規程第10条関係）
⑩ 事業終了年度の後5年間	社会活動推進事業に係る補助金に関する書類の保管（規程第12条関係）

**注意** この表は、手続の概要を説明するものです。手続の詳細は、沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程（平成22年沖縄県告示第224号）の内容をご確認ください。